

水産庁

北海道漁業調整事務所

漁業秩序の維持と円滑な操業を確保するために
国内外の漁船の指導取締りや
海洋生物資源の保存及び管理を行っています

オホーツク海で獲れる魚介類



ほたて



毛ガニ



さけ

佐呂間町
サロマ湖展望台

北海道豊浦港

日本海で獲れる魚介類



にしん



するめいか



ほっけ

太平洋で獲れる魚介類



すけとうだら



こんぶ



さんま



まいわし

北海道漁業調整事務所



取締船と航跡(水泡)



浦幌町漁港



根室地方 サケ漁 漁船





宗谷港沖



室蘭市 白鳥大橋

紋別港の流水

貴重な水産資源を守るために 今、私たちができること。

日本は世界でも有数の好漁場に恵まれ、古くから多種多様な旬の水産物を利用してきました。また、豊かな海がもたらす水産物は日本の食文化の中に溶け込んでおり、お正月のお節の田作りや昆布巻き、お祝い事の尾頭付きの鯛など、水産物の総菜は欠かせないものになっています。

私たちの生活を支えてくれる水産資源を持続的に利用するためには、過剰な漁獲や漁場環境の悪化を防止して資源を保護したり、種苗放流や漁場環境の整備を行い、積極的に資源を増やしたりするなどの取組が重要となっています。

水産庁と漁業調整事務所の役割

水産庁の役割

我が国は四方を海に囲まれ、世界でも有数の好漁場として知られており、古くから沿岸・沖合域で漁業が盛んに営まれ、日本国民は魚食民族と言われるほど「海の幸」に親しんできました。

水産庁では、水産基本法及び水産基本計画に基づき、我が国周辺の豊かな水産資源を持続的な形で最大限に活用を図るとともに、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向けて、各般の施策を総合的に推進しています。

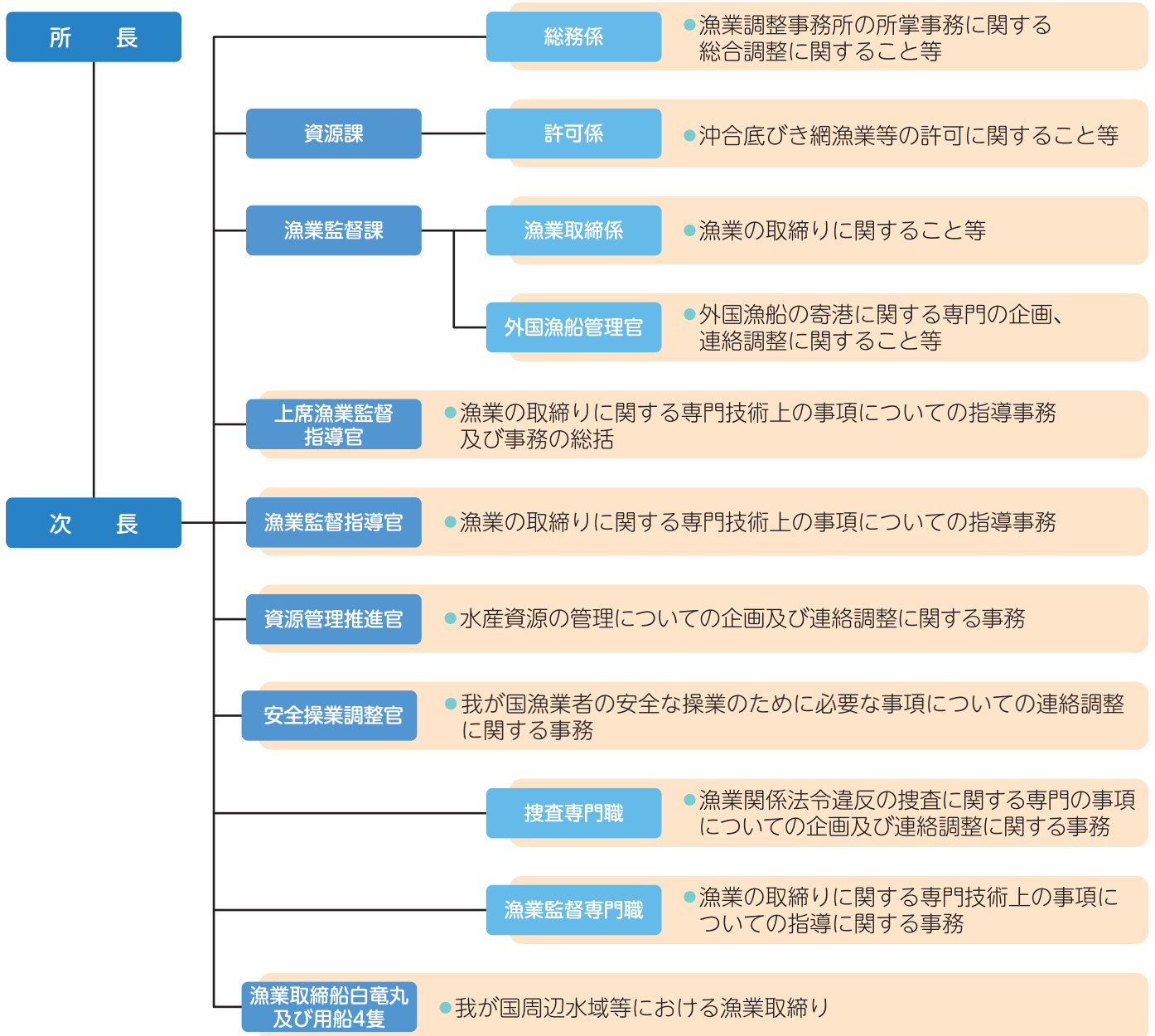
北海道漁業調整事務所の役割

漁業調整事務所は、水産庁の地方支分部局として全国6ヶ所（札幌、仙台、新潟、境港、神戸、福岡）に設置されています。各漁業調整事務所ごとに管轄区域を有しており、当事務所は北海道の地先海面及び内水面を管轄しています。

北海道は、日本海、太平洋、オホーツク海の3つの海に囲まれ、海面漁業・養殖業生産量及び生産額は、全国の約2割を占め第1位となっています。当事務所では、水産庁が推進する各種施策の一翼を担い、外国漁船及び我が国漁船の漁業活動の指導・取締りを行うとともに、TAC対象魚種の資源管理や大臣管理漁業の許可等を主たる業務として行っています。



組織図



総務係の業務

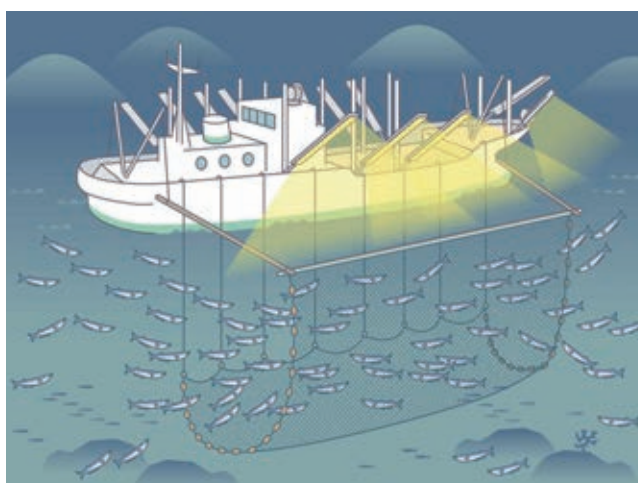
- 北海道漁業調整事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること
- 職員の人事及び福利厚生に関すること
- 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること
- 行政財産及び物品の管理に関すること
- 北海道漁業調整事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること

資源課の業務

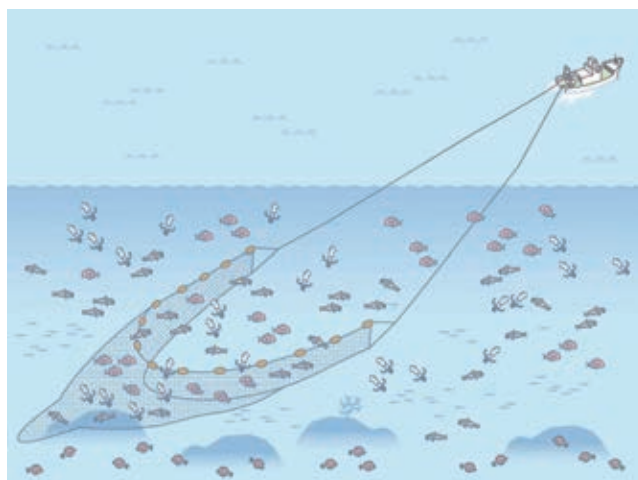
主に北海道周辺海域を漁場とする北太平洋さんま漁業及び沖合底びき網漁業などの大臣許可漁業の許認可等の事務や、資源状況が悪化している水産資源についてTAC（漁獲可能量：Total Allowable Catch）制度を適切に運用して、資源を保存し管理する業務を行っています。

1 大臣許可漁業等の許認可事務

主に北海道周辺のオホーツク海、太平洋、日本海で操業する大臣許可漁業（北太平洋さんま漁業、沖合底びき網漁業、いか釣り漁業等）の許認可業務ならびに届出漁業（小型するめいか釣り漁業）に関する事務を行っています。



北太平洋さんま漁業



沖合底びき網漁業



いか釣り漁業

2 水産資源の保存及び管理に向けた取組

水産資源を持続的に利用していくためには、資源の保全・回復を図る「資源管理」の取組が必要です。そこで、漁業関係者・試験研究機関・行政が一体となり、TAC制度などの実施とともに、改正漁業法に基づく資源管理協定を推進し、資源管理に取り組んでいます。



スケトウダラ資源管理漁業者協議会



さんま漁船の漁具検査
(小型魚投棄の防止)

適切な資源管理の実施と水産業の成長産業化の取組

TAC制度や漁業権制度など公的な資源管理と、漁業者団体による自主的な取組を組み合わせ、適切な資源管理を実施し、水産資源の維持・増大を推進していくとともに、マーケットインの発想に基づく、質の高い水産物の供給が行うことによる水産業の成長産業化が重要になっています。

このため、道内各地で、魚の体長制限や操業隻日数上限の設定などの自主的な資源管理と合わせ、漁業経営の安定を目的とした高付加価値化の取組が行われています。



韓国に輸出される鮮魚流通用のスケトウダラ

左：スケトウダラの梱包の工夫
中央：水揚げのため、積み上げられた船上梱包後のスケトウダラ
右：沖合底びき網漁船の水揚げ

漁業監督課の業務

北海道の周辺海域には、我が国の沖合底びき網漁船、いか釣り漁船などのほか、漁業協定に基づいて入域する外国漁船など多種多様な漁船が操業しています。

当事務所では、これら多くの漁船が適正に操業を行い、洋上でトラブルが起きないように日夜、指導・取締りを行っています。

また、ロシア等外国漁船の寄港許可に関する審査業務を行っています。

1 我が国漁船の取締り

北海道周辺海域で操業する我が国漁船に対し、漁業関係法令に基づく操業規制遵守及び操業トラブル防止のための指導・取締りを行っています。

取 締 活 動



操業中の
沖合底びき網漁船



操業中の
いか釣り漁船

2 外国漁船の取締り

北海道周辺海域で違法操業する外国漁船の取締り及び違法敷設漁具の押収を行っています。また、我が国の許可を有して北海道周辺海域で操業する外国漁船に対し、我が国漁船との操業トラブル防止のための指導・取締りを行っています。

違法敷設漁具の押収



違法敷設漁具(かにかご)の押収



漁獲物の海中還元

※漁具押収時の漁獲物は資源保護の観点から全て海中還元しています。

取締り活動



水産庁取締船(奥)とカニの密漁への関与の疑いのある外国籍船舶(手前)

我が国の許可を有して操業するロシア大型冷凍トロール漁船



漁業取締船「白竜丸」

我が国周辺水域における外国漁船等による違法な操業が後を絶たず、悪質・巧妙化・広域化する中、我が国周辺水域や公海での広域において漁業取締りが可能となる航続距離や荒天対応能力を有した漁業取締船として、平成26年、3代目「白竜丸」が建造されました。

本船の特徴は、積極的かつ効果的な取締り活動を実現するため、高度機能集約型船橋、夜間・濃霧等における監視能力の強化、高圧放水銃、ブロードバンド対応による高速の情報交換強化、迅速かつ効果的な取締艇・揚降設備、荒い海象下でも漁業取締りに従事できる高い耐航性能、不測の事態に備えた強固な船橋構造等の装備を有していることです。

また、乗組員居室は個室とし、女性乗組員に配慮した女性用衛生区画、船体動揺を50%以上減らす減揺タンクを備える等、長期航海の取締りにも適応する居住環境となっていることです。

令和4年4月、水産本庁から漁業取締本部札幌支部（北海道小樽港）へ移管され、今後、日本海中西部から北海道周辺を中心に、我が国周辺水域及び公海での漁業取締り活動を行います。



沿革

昭和22年 2月	函館市役所内に農林省水産局北海道事務所設置
昭和22年 12月	札幌市の北海道教育研究所内へ移転
昭和27年 8月	水産庁北海道漁業調整事務所設置
昭和43年 10月	札幌市の札幌第2合同庁舎へ移転
昭和56年 4月	漁業監督課を新設
昭和59年 12月	日ソ地先沖合漁業協定発効
平成11年 1月	総務課を新設 新日韓漁業協定発効
平成12年 6月	新日中漁業協定発効
平成17年 10月	資源課を新設
平成21年 11月	札幌第1合同庁舎へ移転
平成30年 4月	水産庁漁業取締本部札幌支部を設置
令和 4年 4月	水産本庁から漁業取締船「白竜丸」が小樽港へ移管
令和 5年 4月	次長を新設

アクセスマップ



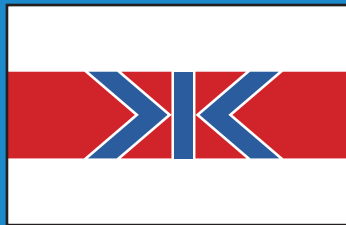
札幌駅北口地下歩道を使用される場合は、「札幌駅北口地下歩道出口1番」の階段を上がって、左手に札幌第一合同庁舎正面玄関



水産庁 北海道漁業調整事務所

〒060-0808
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎13階
TEL/011-709-2382(代表)
FAX/011-709-2394
URL/http://www.jfa.maff.go.jp/hokkaido/

- ▶ JR札幌駅北口より**徒歩3分**
- ▶ 地下鉄南北線さっぽろ駅より**徒歩7分**
- ▶ 地下鉄東豊線さっぽろ駅より**徒歩10分**



北海道漁業調整事務所